

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(九七〇・秋田中央保健所)…………… 1

結核予防法による医療機関の指定(九七一・秋田中央保健所)…………… 1

結核予防法による医療機関の指定(九七二・大曲保健所)…………… 1

保安林予定森林の指定通知(九七三・森林整備課)…………… 2

道路区域の変更(九七四・九五・道路環境課)…………… 2

道路区域の変更及び供用開始(九七六・道路環境課)…………… 3

道路区域の変更(九七七・道路環境課)…………… 3

道路の供用開始(九七八・九八〇・道路環境課)…………… 4

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)…………… 5

土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)…………… 5

土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部)…………… 5

県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)…………… 6

平成十六年度砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)…………… 6

選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一四八)…………… 6

政治団体の解散の届出(一四九)…………… 8

政治団体の収支に関する報告書(一五〇)…………… 8

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等(三三)…………… 9

告 示

秋田県告示第九百七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ささき内科クリニク	秋田県南秋田郡五城目町字上町二百七十七番地百五十五	平成十六年十月三十一日

秋田県告示第九百七十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人智徳会 ささき内科クリニク	秋田県南秋田郡五城目町字上町二百七十七番地百五十五	平成十六年十一月一日

秋田県告示第九百七十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

名称	医療法人佐藤医院	所在地	仙北郡角館町下新町十三	指定年月日	平成十六年十一月二十六日
----	----------	-----	-------------	-------	--------------

秋田県告示第九百七十三号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十二月十日

一 保安林予定森林の所在場所
 本荘市出戸町字水林(国有林。次の図に示す部分に限る。)、由利郡西目町出戸字浜山七の一五九・一(以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
 二 指定の目的 公衆の保健
 三 指定施業要件

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 立木の伐採の方法
 1) 主伐は、択伐による。
 2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに本荘市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九百七十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道			秋田北野田線	河辺郡河辺町北野田高屋字畑ノ沢一四八番一地先から字神田三二五番三地先まで		九・四〇〇、三九・六〇〇	四・〇二〇
			秋田北野田線	〃		一〇・四〇〇、四〇・六〇〇	四・〇二〇

一 道路の区域
 二 道路の種類
 旧新別
 路線名
 区
 間
 敷地の幅員(メートル)
 延長(キロメートル)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

一 道路の区域

秋田県告示第九百七十五号

県道		県道					
新	旧	新			旧		
十二所花輪大湯線	十二所花輪大湯線	十二所花輪大湯線			十二所花輪大湯線		
		B	A	B	A	B	A
		鹿角市花輪字下夕乳牛八一番地先から字地羅野一番七地先まで	鹿角市花輪字西町二二八番二地先から字地羅野四四番二地先まで	鹿角市花輪字下夕乳牛八一番地先から字地羅野一番七地先まで	鹿角市花輪字西町二二八番二地先から字地羅野四四番二地先まで	"	鹿角市花輪字下夕乳牛八一番地先から字地羅野一番七地先まで
		一一・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇
		〇〇〇〇	二八・〇〇	〇〇〇〇	二八・〇〇	〇〇〇〇	二八・〇〇
		一一・七〇〇	一一・〇〇〇	一一・七〇〇	一一・〇〇〇	一一・七〇〇	一一・六三八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百七十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道		道路の種類		区間	
新	旧	旧新別	路線名	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
仁賀保矢島館合線	仁賀保矢島館合線		由利郡矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上石滝三六番七まで	一一・〇〇〇〇	〇・一六〇
"	"		"	一一・〇〇〇〇	〇・一六〇

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第九百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間
	新	旧			
象潟矢島線		象潟矢島線	由利郡矢島町城内字花立九六番一〇から荒沢字上石滝三六番七まで		敷地の幅員（メートル） 延長（キロメートル）
	象潟矢島線				
					〇・一六〇

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第九百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	能代五城目線	能代市中沢字柏台六九番一地先から大森字山下二〇番地先まで	

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第九百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり

り道路の供用を開始する。
 平成十六年十二月十日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	本荘西仙北角館線	仙北郡西仙北町土川字小杉山一一二番一地先から一〇二番一地先まで	

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十六年十二月十日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第九百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間

県 道	浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字上醍醐五番一地从先から五八番三地从先まで
-----	-------	-------------------------------

- 二 供用開始の期日 平成十六年十二月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年十二月十日から同月二十四日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年十一月二十九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県よい本をすすめる会
 - 三 代表者の氏名
佐々木 孝
 - 四 主たる事務所の所在地
秋田市卸町三丁目七番一号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内小・中学校児童生徒及び幼児に優良図書を選定し、推薦、供給する事を通して、読書能力の向上並びに読書習慣の形成に努め、望ましい読書生活者を養成し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴丘町地先干拓土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
- 平成十六年十二月十日
- 秋田県知事 寺田典城

山本郡琴丘町天瀬川字水ノ目八番地	小玉廣司
字三倉鼻十六番地	小玉正一
鯉川字浜田七十四番地	近藤未蔵
字下谷地四十番地	藤原新悦
字山谷家ノ上二十三番地	渡辺康夫
字山谷村下三十五番地	工藤東一
字勢奈尻百六番地の三	近藤清
字高屋敷七十番地の二	国塚福治郎
字石田二十一番地の二	近藤喜久治
字新屋敷横手十番地	伊藤政行
五番地	児玉達也
字石田百三十八番地の一	児玉敏和
就任理事の住所及び氏名	
山本郡琴丘町天瀬川字水ノ目八番地	小玉廣司
字三倉鼻十六番地	小玉正一
鯉川字浜田七十四番地	近藤未蔵
字下谷地四十番地	藤原新悦
字山谷家ノ上二十三番地	渡辺康夫
字山谷村下三十五番地	工藤東一
字勢奈尻百六番地の三	近藤清
字高屋敷七十番地の二	国塚福治郎
字石田二十一番地の二	近藤喜久治
字新屋敷横手十番地	伊藤政行
五番地	児玉達也
字石田百三十八番地の一	児玉敏和
就任監事の住所及び氏名	
山本郡琴丘町鯉川字七番地	藤原勲
鹿渡字小瀬川家ノ上九十九番地の二	見上由和
字昼寝道下百四十二番地	伊藤博
就任監事の住所及び氏名	
山本郡琴丘町鯉川字七番地	藤原勲
鹿渡字小瀬川家ノ上九十九番地の二	見上由和
字昼寝道下百四十二番地	伊藤博

田県田沢疏水土地改良区から次のとおり役員の前届があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町金沢字中野際三百八番地一

東海林 鉄男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(金西北部地区ほ場整備事業)担い手育成型)換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年十二月十三日から平成十七年一月十七日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡美郷町役場仙南庁舎及び大曲市役所

一 政党

政治団体の名称	民主党秋田県第二区総支部	異動事項	内 新	橋本真一	内 旧	武田慶一	届出年月日	平成十六年十一月二十九日
会計責任者								

二 その他の政治団体

政治団体の名称	孝励会	異動事項	内 新	秋田市山王四丁目五番二十七号	内 旧	秋田市山王三丁目七番五号	届出年月日	平成十六年十一月八日
代表者	佐藤信和							
主たる事務所の所在地								
会計責任者	岩谷政良							平成十六年十一月十八日
代表者	武田芳太郎							
主たる事務所の所在地								
会計責任者	武田芳太郎							

平成十六年十一月十二日に実施した平成十六年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。
平成十六年十二月十日

秋田県知事 寺田典城

受験番号	氏名	受験番号	氏名
五	赤川晃生	一四	佐藤伸雄
一七	吉田丈美	二八	西村春雄

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四百四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十六年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動があつた旨の前届があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十六年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋田商工政和会	山上文明後援会	岩見三内地区二田孝治後援会		川尻地区二田孝治後援会	御所野地区二田孝治後援会	牛島地区二田孝治後援会		上北手地区二田孝治後援会	下新城地区二田孝治後援会	將軍野地区二田孝治後援会		茨島地区二田孝治後援会	下浜地区二田孝治後援会		保戸野地区二田孝治後援会		
代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	
渡邊靖彦	山上隆夫	鈴木喜一郎	藤原貢	伊藤信夫	戸島金太郎	菅原敬太郎	伊藤良太郎	鈴木善孝	加成健	佐藤多十郎	植田昇	須藤善一	福岡政弘	今野博美	富野市四郎	後藤楨隆	佐藤夙
辻兵吉	佐々木登	藤原貢	山上新一郎	田口裕章	黒田祐二	伊藤良太郎	菅原謙治	佐藤肇	渡辺一男	伊藤昭二	西隆二	大淵信一	佐藤尚作	斉藤庄四郎	川村清一	佐藤夙	柿崎浩治
日平成十六年十一月二十五	日平成十六年十一月二十二	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成十六年十一月十八日		

伊藤義一後援会	会計責任者	池田金英	伊藤恒宣	平成十六年十一月三十日
---------	-------	------	------	-------------

秋選管告示第四百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十六年十一月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党皆瀬支部	平成十六年十一月一日	平成十六年十一月一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
ひらかれた市政をつくるみんなの会	平成十六年九月二十日	平成十六年十一月一日
三村敏子を励ます会	平成十六年十一月三日	平成十六年十一月四日
21世紀の県政を拓く会	平成十六年十一月五日	平成十六年十一月五日
山田勝利後援会	平成十五年十二月二十八日	"
河辺政治経済研究会	平成十六年三月三十日	平成十六年十一月二十二日
川村恒雄後援会	平成十六年十一月二十二日	平成十六年十一月二十四日
皆川嘉左工門後援会	平成十六年十月三十一日	平成十六年十一月二十九日

加藤勲後援会	平成十五年四月十二日	平成十六年十一月三十日
大山博美後援会	平成十六年十一月十三日	"

秋選管告示第五百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十六年十二月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

政党

政治団体の名称 自由民主党皆瀬支部
報告年月日 平成16年11月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

その他の収入

1件10万円未満のもの

合計

(イ) 支出の内訳

政治活動費

181,304円
181,303円
1円
181,304円
1円
1円
1円
181,304円

組織活動費	181,304円
合 計	181,304円
その他の政治団体	
政治団体の名称 21世紀の県政を拓く会	
報告年月日 平成16年11月5日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	265,509円
前年繰越額	265,508円
本年の収入額	1円
(イ) 支出総額	0円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
その他の収入	1円
1件10万円未満のもの	1円
合 計	1円
政治団体の名称 山田勝利後援会	
報告年月日 平成16年11月5日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	6,225円
前年繰越額	6,225円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	6,225円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
政治活動費	6,225円
組織活動費	6,225円
合 計	6,225円
政治団体の名称 皆川嘉左工門後援会	
報告年月日 平成16年11月29日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	44,310円
前年繰越額	44,310円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	44,310円
イ 収入・支出の内訳	

(ア) 支出の内訳		
政治活動費	44,310円	
組織活動費	44,310円	
合 計	44,310円	
政治団体の名称 大山博美後援会		
報告年月日 平成16年11月30日		
ア 収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	167,967円	
前年繰越額	28,967円	
本年の収入額	139,000円	
(イ) 支出総額	117,000円	
イ 収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	39,000円	
13人		
寄附	100,000円	
個人からの寄附	100,000円	
合 計	139,000円	
【寄附の内訳】		
個人からの寄附		
大 山 志づ子	100,000円	河辺町
(イ) 支出の内訳		
政治活動費	117,000円	
組織活動費	117,000円	
合 計	117,000円	
2 収入及び支出のない団体		
その他の政治団体		

政治団体の名称	報告年月日
ひらかれた市政をつくるみんなの会	平成16年11月1日
三村敏子を励ます会	平成16年11月4日

齋藤 隆	昭和九年七月二日	使用者委員 社長	日本精機(株)代表取締役	秋田市横森一丁目十八番十七号
高橋 庄四郎	昭和十二年十一月十日	使用者委員 務理事	(社)秋田県経営者協会専務理事	秋田市寺内蛭根一丁目八番十号
山 阪 光 男	昭和四十二年四月七日	労働者委員 県支部支部長	UIゼンセン同盟秋田県支部支部長	秋田市広面字二階堤十三番六号
清 水 尚 子	昭和四十一年四月二十八日	労働者委員 合書記長	ポートピア河辺労働組合女性委員会副委員長	秋田市御所野元町五丁目十番十一号
米 塚 一 成	昭和二十七年一月九日	労働者委員 田執行委員長	TDK労働組合秋田地方本部書記長	由利郡仁賀保町平沢字古里四十四番二号
阿 部 康 夫	昭和二十五年五月六日	労働者委員 部執行委員長	全日通労働組合秋田支部書記長	秋田市桜三丁目四番八十号
長谷川 秀夫	昭和二十三年七月十日	労働者委員 秋田県連合会会長	NTT労働組合東北総支部副執行委員長	大曲市戸蒔字松ノ木百四十三番地
赤 坂 薫	昭和四十四年七月十七日	公益委員	秋田弁護士会副会長	秋田市山王二丁目三番十 千三百一十号
湊 貴美男	昭和三十三年十月十七日	公益委員	秋田弁護士会会長	秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号
小 西 尚 志	昭和十二年四月七日	公益委員	秋田大学名誉教授	秋田市手形山北町六番十五号
古 田 重 明	昭和十四年十二月八日	公益委員(会長代理) 大学教授	秋田経済法科大学法学部長	秋田市広面字樋口十番地二十三
阿 部 讓 二	昭和二十二年十月二十八日	公益委員(会長) 弁護士	秋田弁護士会会長	秋田市泉南三丁目七番二十四号

河辺政治経済研究会	平成16年11月22日
三村回雄後援会	平成16年11月24日
加藤勲後援会	平成16年11月30日

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会告示第三号
 労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、秋田県地方労働委員会のおつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公示する。
 平成十六年十二月十日

秋田県地方労働委員会会長 阿 部 讓 二

高橋光男	目黒恒雄	佐藤庸弘	関俊昭	吉田和枝	三浦潔	伊藤博
昭和二十二年八月十二日	昭和二十一年七月四日	昭和二十二年二月十三日	昭和十九年十月三十日	昭和二十二年十月二十五日	昭和二十九年九月六日	昭和二十三年一月十二日
長秋田県地方労働委員会事務局調整課	長秋田県地方労働委員会事務局審査課	秋田県地方労働委員会事務局次長	秋田県地方労働委員会事務局局長	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)取締役社長	使用者委員 秋田中央交通(株)常務取締役管理部長
秋田県消防学校長	長秋田県監査委員事務局監査第二課	秋田県産業経済労働部次長	秋田県生活環境文化部次長	吉田興業(株)取締役	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	秋田中央交通(株)取締役管理部長
秋田市金足追分字海老八二百十番地の六	秋田市新城中野字街道端西八十九番地二百二十三	秋田市新屋大川町二十五番五号	秋田市飯島川端一丁目八番三十三号	秋田市榎山川口境二十五番五号	秋田市保戸野鉄砲町七番七号	二南秋田郡五城目町馬場目字町村百一番地の

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄